

生物群集保護林の地帯区分について

1 概要

(1) 目的

国有林では、2015年（平成27年）から保護林を効率よく適切な管理を行うため、保護林を3区分（森林生態系保護地域・生物群集保護林・希少個体群保護林）し管理を進めています。

また、森林生態系保護地域と同様に生物群集保護林については、「保護林制度の改正について（平成31年3月28日付け林野庁長官通知）」に基づき、保存地区（コア）と保全利用地区（バッファ）を設定することとし、必要な区域を検討のうえ保護林に編入することとしています。

このため、生物群集保護林についてで、5年毎に樹立する森林計画にあわせ令和5年度完了を目標に、地帯区分設定に向け検討を進めています。

(2) 設定にあたっての考え方

○ 保存地区（コア）：原則として人為を加えずに自然の推移に委ねる区域とし、現在設定の保護林をベースとします。

○ 保全利用地区（バッファ）：天然林については保存地区と同様です。

人工林については、育成複層林施業等により将来的には天然林への移行を図る区域とし、必要に応じ草地、湿地、高山帯、岩石地等の特異な環境を保護・管理の対象とすることができます。

なお、新規に保全利用地区（バッファ）を設定した区域については、保護林に編入することとします。

○ 設定等：国有林においては、保護林に配慮した施業や取扱いが可能なことから、設定幅については関東森林管理局「森林の管理経営の指針（令和2年4月）」の保護樹帯設定基準に準拠し、概ね50mを確保することとします。保護林区域外の外側に自然公園特別地区、鳥獣保護区特別地区、保安林等の法令制限等規制があるなど、大規模な開発が見込めまれないと判断される場合には、保全利用地区を設定しない場合があります。

2 今回検討する保護林について

(1) 名称：奥鬼怒生物群集保護林（日光森林管理署）

所在：栃木県日光市奥鬼怒外1国有林44い4林小班外

(2) 地帯区分の検討について

奥鬼怒生物群集保護林については、隣接する民有地は日光国立公園第2種特別地域に指定された民有林となっています。また、国有林は自然維持タイプ・空間利用タイプ・水源涵養タイプに設定されています。

国有林において機能類型を設定するにあたり「自然維持タイプは生物多様性保全機能の発揮を目的とした伐採を除き行わないこと」また「空間利用タイプでは自然休養林となっており、利用目的により施業方法が定められる」など大規模開発や施業については制限が設けられています。

なお、水源涵養タイプは自然維持タイプ及び奥鬼怒自然休養林（空間利用タイプ）に隣接する高齢級のヒバ・ヒメコマツの針葉樹林となっていることから管理する森林管理署では事業を計画しないことから保全利用地区（バッファ）設定について見合わせたいと考えております。

奥鬼怒生物群集保護林（地帯区分検討資料）

| 林小班 | 樹種 | 林齢 | 施業群 | 法令等 |
|--------|----|-----|-----|---------|
| 43 い 1 | ヒバ | 101 | 択伐 | 水涵保 国普通 |
| 43 い 3 | ヒバ | 101 | 択伐 | 水涵保 国普通 |

| 林小班 | 樹種 | 林齢 | 施業群 | 法令等 |
|--------|----|-----|-----|---------|
| 46 は 1 | ヒバ | 101 | 択伐 | 水涵保 国普通 |
| 46 は 2 | ヒバ | 101 | 択伐 | 水涵保 国普通 |

| 林小班 | 樹種 | 林齢 | 施業群 | 法令等 |
|--------|-------|-----|-----|---------|
| 47 い 3 | ヒメコマツ | 101 | 択伐 | 水涵保 国普通 |
| 47 い 5 | ヒメコマツ | 101 | 択伐 | 水涵保 国普通 |

| 林小班 | 樹種 | 林齢 | 施業群 | 法令等 |
|--------|-------|-----|-----|---------|
| 48 と 0 | モミ | 93 | 択伐 | 水涵保 国普通 |
| 48 ち 0 | ヒメコマツ | 101 | 択伐 | 水涵保 国普通 |
| 48 り 1 | ヒメコマツ | 101 | 択伐 | 水涵保 国普通 |

日光国立公園 国特2

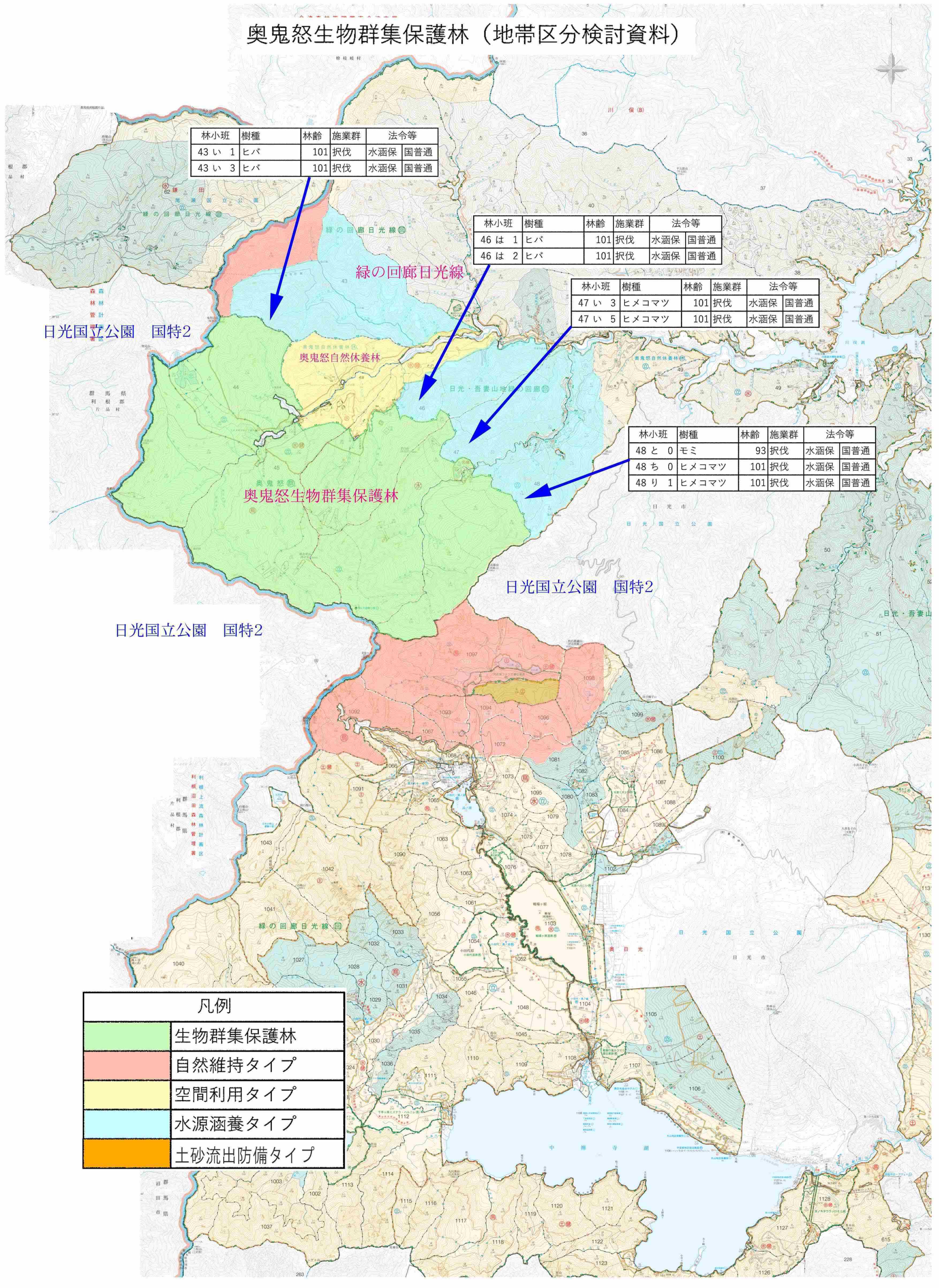
奥鬼怒自然休養林

奥鬼怒生物群集保護林

日光国立公園 国特2

日光国立公園 国特2

| 凡例 | |
|----|-----------|
| | 生物群集保護林 |
| | 自然維持タイプ |
| | 空間利用タイプ |
| | 水源涵養タイプ |
| | 土砂流出防備タイプ |



奥鬼怒生物群集保護林（地帯区分検討資料）

| 林小班 | 樹種 | 林齢 | 施業群 | 法令等 |
|--------|----|-----|-----|---------|
| 43 い 1 | ヒバ | 101 | 択伐 | 水涵保 国普通 |
| 43 い 3 | ヒバ | 101 | 択伐 | 水涵保 国普通 |

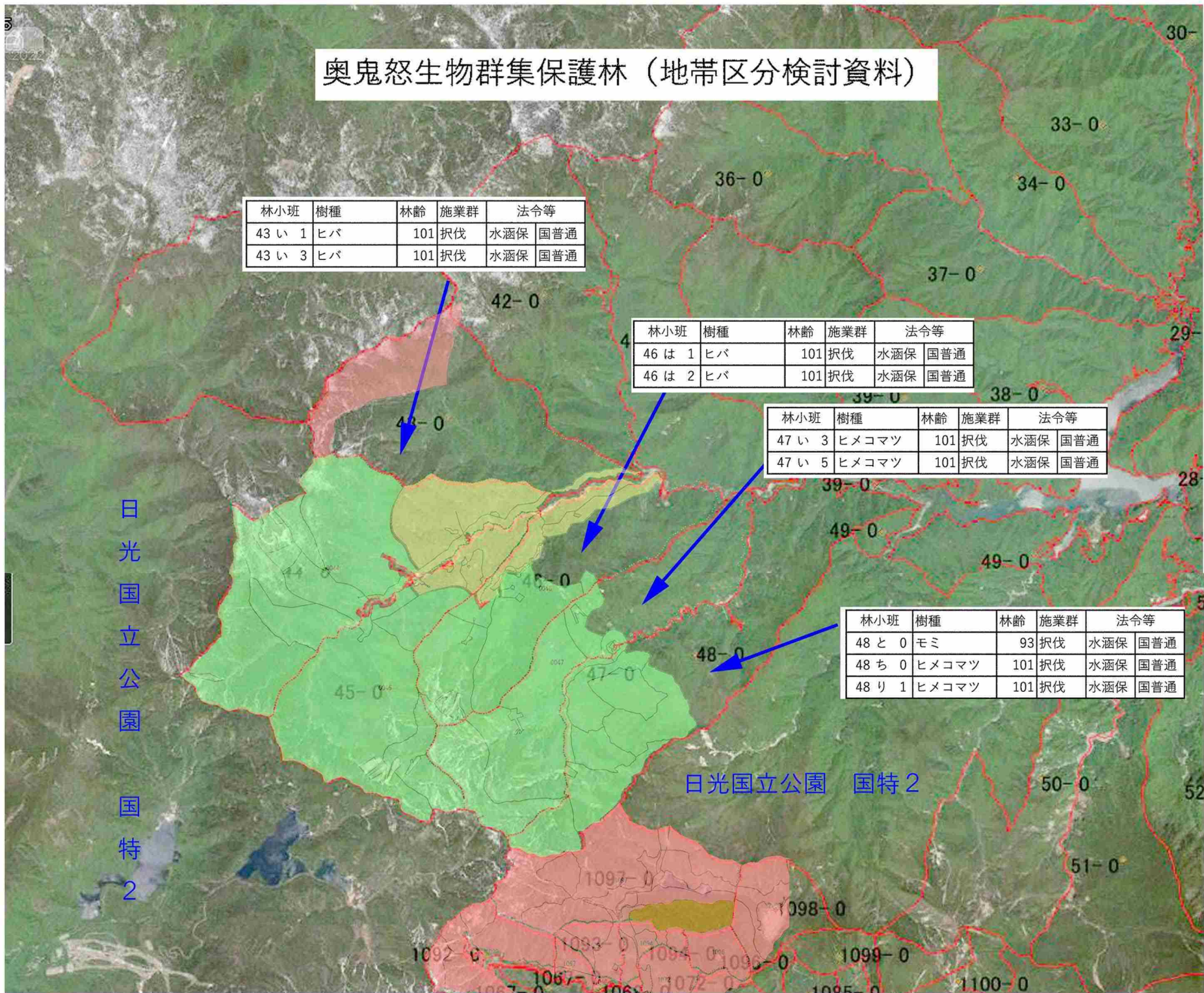
| 林小班 | 樹種 | 林齢 | 施業群 | 法令等 |
|--------|----|-----|-----|---------|
| 46 は 1 | ヒバ | 101 | 択伐 | 水涵保 国普通 |
| 46 は 2 | ヒバ | 101 | 択伐 | 水涵保 国普通 |

| 林小班 | 樹種 | 林齢 | 施業群 | 法令等 |
|--------|-------|-----|-----|---------|
| 47 い 3 | ヒメコマツ | 101 | 択伐 | 水涵保 国普通 |
| 47 い 5 | ヒメコマツ | 101 | 択伐 | 水涵保 国普通 |

| 林小班 | 樹種 | 林齢 | 施業群 | 法令等 |
|--------|-------|-----|-----|---------|
| 48 と 0 | モミ | 93 | 択伐 | 水涵保 国普通 |
| 48 ち 0 | ヒメコマツ | 101 | 択伐 | 水涵保 国普通 |
| 48 り 1 | ヒメコマツ | 101 | 択伐 | 水涵保 国普通 |

日光国立公園
国特2

日光国立公園 国特2



森林の管理経営の指針

－ 国民の期待に応える管理経営を目指して －

この「森林の管理経営の指針」は、国有林野管理経営規程第4条に基づき関東森林管理局長が作成するものである。

国有林野管理経営規程第4条（抜粋）

法第6条第1項の地域管理経営計画（以下「地域管理経営計画」という）において、定める事項の細目は、次のとおりとする。

（1）国有林野の管理経営に関する基本的な事項

ア 国有林野の管理経営の基本方針

イ 機能類型に応じた管理経営に関する事項

（ア）山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

（イ）自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

（ウ）森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

（エ）快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

（オ）水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

ウ （以下省略）

令和4年4月

関東森林管理局

付表2 保護樹帯設定基準

| | |
|---------------|--|
| <p>1 設定目的</p> | <p>保護樹帯は、新生林分の保護、林地の地力の維持、溪流への土砂等の流出防止、溪岸の崩壊防止、林道等の保護及び景観の維持、生物多様性の保全等、公益的機能の確保のため積極的に設定することとする。また、野生動物の移動や隠れ場等として利用可能な回廊としての機能を併せ持つ効果を期待し、連続した保護樹帯の設定に努めることとする。</p> |
| <p>2 設定方法</p> | <p>(1) 林地の保全を目的とした保護樹帯</p> <p>ア 主要な尾根の両側、斜面の中腹、溪流沿い等必要な箇所に設定する。</p> <p>イ 幅は、尾根筋にあつては片側おおむね 30m ずつ、尾根筋以外にあつてはおおむね 50m 以上を基準とする。</p> <p>(2) 防災を目的とした保護樹帯</p> <p>ア 荒廃の防止及び林道等の保護のため、溪流沿い及び林道等の沿線等、現地の状況に応じ必要な箇所に設定する。</p> <p>イ 幅は、片側おおむね 50m とし、現地の状況に応じ増減させることとする。</p> <p>(3) 景観の維持を目的とした保護樹帯</p> <p>ア 景観の維持のため道路沿線の必要な箇所に設定する。</p> <p>イ 幅は、片側おおむね 50m とし、現地の状況に応じ増減させることとする。</p> <p>(4) 生物多様性の保全を目的とした溪畔周辺の保護樹帯</p> <p>ア 溪畔周辺とは、常時流水のある溪流や河川沿い、湖沼及び湿原の周囲に位置する水域と結びつきを持つ範囲であり、水辺から、その地域に成立する高木性樹木の平均樹高の幅（平均樹高が 25m 以下の場合はおおむね 25m）を目安とするが、現地の状況に応じて地形の一体性などを考慮する。</p> <p>イ 幅は、溪流等の片側又は湖沼や湿原の周囲に、その地域に成立する高木性樹木の平均樹高の幅（平均樹高が 25m 以下の場合はおおむね 25m）以上を基準とする。</p> |

| | |
|------------------|--|
| | <p>ウ 溪畔周辺が針葉樹一斉人工林で占められている場合は、更新、保育、伐採等において、同一林小班内の取扱いと異なるものとして区分し、施業等による攪乱の抑制に努めつつ、本来成立すべき植生への誘導・復元等を図り、上流から下流までの連続性の確保に努めることとする。</p> <p>エ 現状が、既に本来成立すべき植生となっている場合には、自然の推移に委ねるなどその状態の維持・保全を図ることとし、枯損木、倒木等の搬出についても、鳥獣及び病虫害被害並びに災害の防止等に必要なものを除き行わないこととする。</p> |
| <p>3 施業上の取扱い</p> | <p>(1) 保護樹帯は、広葉樹の中小径木を ha 当たり 100～150 m³以上成立させることを目標とする。ただし、大径木で構成されている天然林については、その状態を維持することとする。</p> <p>(2) 人工林が連続している場合には、当該人工林を保護樹帯として設定することとし、新生林分の保護又は伐区の分散を図るために設定した保護樹帯については、新生林分がうっ閉した後、必要に応じて伐採することができるものとする。</p> <p>(3) 保護樹帯を伐採する場合は、伐採率 30%以内の単木択伐を原則とする。ただし、上記(2)による伐採については、皆伐することができるものとする。</p> <p>(4) 伐採の時期は、効率的な事業実施を旨とし、隣接林分の主伐又は間伐時に同時に行うことを原則とする。</p> |

注) 溪畔周辺における保護樹帯の設定に当たっては、「国有林野の溪畔周辺の取扱要領」(平成 24 年 7 月 12 日付け 24 林国経第 18 号国有林野部長通達)に基づき、適切に行うこととする。